

# 日比谷公園大音楽堂改修設計・工事一体型事業の事業提案者

## 募集要項

### 1 募集の目的

公益財団法人東京都公園協会（以下、公園協会という。）では、以下の日比谷公園大音楽堂改修工事について、設計と工事とを一体として行う事業提案者を募集します。本事業を実施する上での創意工夫や経済的な工法を提案していただき、事業者の技術力を主体的に発揮していただくことで、本事業をより速やかに、効果的に実施することを目的とします。

### 2 対象事業

対象施設	所在地	設計・施工内容（詳細は別紙1、施工監理を含む）	事業費概算額（税込）
東京都立日比谷公園大音楽堂	千代田区日比谷公園1-6	<p>日比谷公園大音楽堂改修工事の設計・施工</p> <p>1 トイレ（A及びB）の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*入口部の簡易な段差解消</li> <li>*大便器ブースの段差解消</li> <li>*内装補修、照明・換気扇の改修</li> <li>*男女別 計4か所にベビーベッドとベビーチェアの設置</li> <li>*便所和便器26基の洋式化（ブース扉は外開きにしない）</li> <li>*小便器24基の取替え</li> <li>*洗面台4か所の改修</li> </ul> <p>2 ステージ下誰でもトイレの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*内装補修、照明・換気扇の改修</li> <li>*便器交換</li> <li>*洗面台の車いす対応化</li> <li>*ユニバーサルシートの設置</li> </ul> <p>3 観覧席の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*2,664席の更新</li> <li>*車いす観覧席5席から14席への増設（介助者席14席を含む、観覧席数は現状維持）</li> <li>*手すり、吸音板、投光器タワー、照明タワー等の塗装</li> <li>*床面の不陸整正</li> <li>*床面、通路、外周壁の高圧洗浄等</li> </ul> <p>4 ステージ補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*床塗装、建具塗装</li> <li>*ステージ枠部及び袖壁、防音壁の高圧洗浄</li> </ul> <p>5 改修に伴うサイン類の変更</p>	149,040 千円 (設計費用共)

### 3 設計・工事期間

設計・工事期間は契約確定の日の翌日から平成31年3月29日（金）まで。

ただし、11月3、4、17、20日、12月23日、3月3、4日に大音楽堂が利用される予定であるため、通常の使用ができる状態にすること。

### 4 応募資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 東京都建設工事等競争入札参加資格者で、業種「建築工事」に登録しており、等級C級以上であること。また、特定建設業許可を有すること。

共同企業体の場合は、すべての構成団体が東京都建設工事等競争入札参加資格者で、共同企業体結成の協定書に定められた代表者が所属する企業が業種「建築工事」に登録しており、等級C級以上であること。また、特定建設業許可を有すること。共同企業体の場合は下記(6)を参照のこと。

(3) 公園協会に営業種目「建築工事」で登録していること。

公園協会の業者登録を希望する未登録業者は、業者登録に関する申込書類等を下記アドレスより取得し、提出して下さい。

「業者登録の申込」

<https://www.tokyo-park.or.jp/profile/bussiness/consignment.html>

(4) 本募集期間内において東京都及び公園協会から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 本募集期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされていない者、又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規程による更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 共同企業体（JV）での参加も可とします。

この場合①委託業務共同請負入札参加資格審査申込書（様式1）

②委託業務共同企業体協定書（様式2）

③委任状（様式3）

上記①から③までの様式を提出すること。

なお、①から③までの書式は当協会ホームページからダウンロードが可能です。

<公園協会ホームページアドレス>

<http://www.tokyo-park.or.jp/profile/bussiness/style.html>

共同企業体として応募する場合、同企業体結成の協定書により定められた代表者が応募すること。

### 5 応募の手順

(1) 現場見学会

応募希望者を対象に、現場見学会を8月27日（月）に行います。

8月24日（金）13時までに「現場見学会申込みファックス用紙」に記入の上、事務局にファックス（確認のためファックス送付後に必ず事務局までお電話下さい。）で申込み下さい。事務局が8月24日（金）16時までにファックスでお知らせする指定時間に日比谷公園内「緑と水の市民カレッジ」建物前においで下さい。見学時間は30分程度です。

- (2) 応募に関して不明な点があった場合は、質問書（様式2号）を8月30日（木）16時までにファックスにて提出して下さい（確認のためファックス送付後に必ず事務局までお電話下さい）。回答は8月31日（金）までにファックスにて送付します。
- (3) 申込書（様式1号）を9月4日（火）までに事務局へ持参して下さい。応募資格を確認後、対象施設の竣工図等を渡します。
- (4) 事業提案書(様式3～5号)を9月25日（火）に事務局へ持参して下さい。

## 6 応募書類

- (1) 提案申込書（様式1号） 1部
- (2) 事業提案書（様式3号～5号） 8部

A4用紙でファイリングしたもの1部のほか、word及びexcelデータをCD-ROM又はDVD-Rで提出して下さい。CADデータの場合はPDFデータも提出して下さい。

記載内容は様式3号、様式3-2号、様式4号、様式5号のとおりです。技術提案書に付随する施行計画書はA3サイズとします。その他、設計費用内訳書、施工内訳書は任意とします。

様式5号は必要な場合のみ提出して下さい。

- (3) 応募書類は返却しません。
- (4) 次のいずれかに該当する応募書類は無効とします。
  - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ・提出様式に示された条件に適合しないもの
  - ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - ・許容されない表現方法が用いられているもの
  - ・虚偽の内容が記載されているもの

## 7 留意事項

- (1) 本応募に要する経費はすべて事業提案応募者の負担とします。
- (2) 技術提案書の内容は「東京都財務局設計業務委託仕様書」、「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」、「東京都電気工事標準仕様書」、「国土交通省公共建築改修工事標準仕様書」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル平成26年9月」、「東京都立公園における移動円滑化の基準に関する条例バリアフリーマニュアル」、「東京都建設局公園緑地部トイレ設計の手引き」、「東京都建設局公園緑地部公園サイン設計の手引き」に沿うこと。

契約後は、東京都建設局「受注者提出書類基準・同実施細目」に基づき必要な書類を提出すること。
- (3) 事業提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、事業提案者の著作権は、事業者の選定に必要な場合は、事業提案書の内容を無償で使用できることとします。なお、契約締結後、事業提案者が公園協会に提出する設計に関わる書類及び工事に関して提出された書類に関する著作権は公園協会に帰属します。
- (4) 施工に係る技術者は施工開始時に配置するものとする。
- (5) 設計、積算終了時点で、公園協会が内容確認と検査を実施します。

積算にあたっては根拠を明確にすること。

(6) 設計・工事一体型事業として施工することから、設計内容についての責任は事業提案者が負担することとなりますが、工事を進める中で、設計時には想定しえなかった以下のような状況が発生した場合は、事業提案者と公園協会が設計変更について協議することとします。

① 新規工種が発生した場合

② 施工延長や施工か所数、施工面積等について、差異が生じた場合

## 8 事業者の選定と契約

(1) 提出された事業提案者の概要及び事業提案書を、別紙2の「評価の視点」で評価して最上位の事業提案者を選定します。これを随意契約予定者とします。

(2) 公園協会は随意契約予定者と日比谷公園大音楽堂改修工事について、設計・工事一体として、随意契約を締結します。なお、本工事は公園協会の規定に従い前払金の対象とします。

(3) 審査の結果は、応募者全員に通知します。

## 9 実施スケジュール

募集要項の発表	平成30年8月22日(水)	公園協会HPに掲載
現場見学会	8月27日(月)	
質問書の提出	8月27日(月)～30日(木)	16時必着 (ファックス)
申込書の提出	9月4日(火)	16時必着 持参のこと
事業提案書の提出	9月25日(火)	16時必着 持参のこと
審査結果の通知予定	10月中旬	※以降、詳細は別途通知

## 10 事務局(申込書、質問書、事業提案書の提出先)

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10階  
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 技術管理課 維持係受託事業担当  
担当：福留、大塚 (受付時間は9時から16時まで、ただし土、日、祝祭日は除く)

電話 03-3232-3057 ファックス 03-3232-3079 内線 561